

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8 月18日
【届出者の氏名又は名称】	A G 2 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アスパラントグループ株式会社 代表取締役 中村 彰利
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂二丁目23番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目23番 1 号
【電話番号】	03-3568-2572
【事務連絡者氏名】	A G 2 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アスパラントグループ株式会社 プリンシパル 浜田 康彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	A G 2 号投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂二丁目23番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、A G 2 号投資事業有限責任組合を指します。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社さが美を指します。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社さが美

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者である、A G 2号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「アスパラントグループ」といいます。）により、平成28年6月29日に組成された投資事業有限責任組合です。

なお、アスパラントグループは、平成24年10月5日に設立され、潜在的に競争力のある国内企業に投資し、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行う会社であり、国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーで構成されております。これまで、日本国内において、三浦印刷株式会社（印刷業及び駐車場管理業）、株式会社テラケン（海産物居酒屋さくら水産等の運営）、りんかい日産建設株式会社（総合建設業）、株式会社ヒューマニック（リゾート関連施設向け人材派遣業及び関連事業）、株式会社駐車場総合研究所（有人駐車場管理運営及び駐車場コンサルティング）及び株式会社FILWEL（研磨剤及びライフ材（人工皮革）製造業）の6社に対して投資実績を有しており、業績改善に向けた施策を実行しております。

アスパラントグループは、平成28年8月15日開催の、アスパラントグループにおける最終投資意思決定機関である投資委員会において、公開買付者を介して、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニー」といいます。）が本書提出日現在において所有する対象者株式数の全て（21,994,126株、所有割合（注）55.49%）（以下「本応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決裁いたしました。なお、公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

（注） 本書において所有割合とは、対象者が平成28年7月1日に提出した第43期第1四半期報告書に記載された平成28年5月20日現在の対象者株式の発行済株式総数（40,834,607株）から同日現在の対象者の所有する対象者株式に係る自己株式数（1,196,468株）を控除した対象者株式数（39,638,139株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。なお、平成28年8月17日に対象者が公表した「A G 2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及びA G 2号投資事業有限責任組合との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、株主名簿上は対象者名義とされているものの、実質的には対象者が所有していない株式が1,000株あるため、当該株式数は自己株式数から控除しているとのことです。かかる1,000株について、対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に問い合わせたところ、記録がなく明確には分からないとのことであり、対象者としては、あくまで対象者の推測ですが、過去に自己株式を第三者に処分し、当該第三者が当該株式の名義書換を行わないまま時間が経過して所在不明となり、その後株券の電子化によって所在不明の1,000株が同行の特別口座で管理されている状態となっていると考えているとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、ユニーとの間で、その所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）、並びにユニー及び対象者との間で、ユニーが所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立したことを前提条件として、ユニーが本公開買付けの決済の開始日付で、ユニーが対象者に対して有する額面金額34億円の貸付債権（以下「本貸付債権」といいます。）のうち16億円を放棄（以下「本債権放棄」といいます。）した上で、本債権放棄後の本貸付債権（以下「本放棄後貸付債権」といいます。）を、額面金額である18億円で公開買付者に譲渡する（以下「本債権譲渡」といいます。）旨の債権譲渡契約（以下「本債権譲渡契約」といいます。）を平成28年8月17日付で締結しております。本応募契約及び本債権譲渡契約の詳細については、下記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項」をご参照ください。アスパラントグループは、平成28年7月中旬にユニーが所有する対象者株式の取得に興味を示していたところ、ユニーは、ノンコア事業の売却の観点からは、株式の譲渡に加え、本貸付債権も併せて譲渡したい意向を示していたため、アスパラントグループとしてもこの意向を受け入れ、平成28年8月中旬まで複数回にわたり、本貸付債権の譲受価額についてユニーと協議を重ねてまいりました。アスパラントグループは、対象者の財務状況、業績、キャッシュフローに照らし、現状の対象者は過大債務であるとの認識のもと、対象者の資金負担能力に関する初期的調査を行い、本貸付債権の譲受価額は18億円が妥当であるとの結論に達し、ユニーとの交渉を経て、平成28年8月中旬に、対象者株式の取得と併せて、本債権放棄を実施したうえで、本放棄後貸付債権の額面金額である18億円で債権を譲受する方向性を決定しまし

た。アスパラントグループは、本放棄後貸付債権の譲受価額である18億円の評価の妥当性について、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルー・タス・コンサルティング（以下「ブルー・タス」といいます。）に評価を依頼し、平成28年8月12日付で、報告書（以下「本報告書」といいます。）を取得しました。本報告書によれば、ブルー・タスは、平成28年7月31日を評価基準日とし、対象者の手元現預金に短期差入保証金等、短期に資金化できる資産を加えた金額の水準に鑑み、債権の回収可能性は問題ないとの前提のもと、金利及び元本を一定の割引率で現在価値に割り引くディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により債権の評価を行っており、その結果、本放棄後貸付債権の評価額である18億円は妥当であるとのことです。

また、アスパラントグループ及び対象者は、平成28年8月17日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しており、業務提携の目的及び内容、対象者による本公開買付けへの賛同、本公開買付け実施後の対象者の運営及び役員体制等について合意しております。本資本業務提携契約の詳細については、下記「(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり56円は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、最終的に、アスパラントグループとユニーとの協議により決定した価格です。

公開買付者は、本公開買付けは本応募予定株式の取得を目的として実施するものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を21,994,126株（所有割合55.49%）としております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（21,994,126株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、かかるあん分比例の方式で決済が行われた結果ユニーが所有する対象者株式の一部について買付け等が行われなかった場合、ユニーは、証券取引所市場での売却等により対象者株式の所有割合を減少させていく意向であるとのことです。他方、公開買付者は、21,994,126株（所有割合55.49%）を買付予定数の下限として設定し、応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,994,126株）に達しない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

一方、対象者プレスリリースによれば、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ（以下「グラックス」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、アスパラントグループとの間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、対象者は、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件及び本資本業務提携契約の内容について慎重に詮議・検討を行った結果、本債権放棄により対象者の財務体質が改善するとともに、アスパラントグループは、投資実績を有しており、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行う投資ファンドであって、対象者とアスパラントグループが安定的な資本関係を構築することで、対象者の企業価値のより一層の向上を図ることができ、対象者株主にとっての株式の価値向上につながるものと判断したとのことです。また、アスパラントグループの説明に基づけば、本公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、ユニーが所有する対象者株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、対象者としては、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることが合理的であると判断したとのことです。なお、法27条の2第3項に基づき、公開買付価格は実質的に均一の条件によらなければならないところ、上記のとおり、公開買付者は、ユニー及び対象者との間で、本債権譲渡に際して、ユニーが有する本放棄後貸付債権を額面金額である18億円で公開買付者に譲渡する旨の本債権譲渡契約を締結しているとのことであり、本公開買付けの決済の開始日付で本債権譲渡を実施する場合には、本債権譲渡の対価いかんによっては、上記公開買付価格の均一性の趣旨に反すると判断される可能性があり得ますが、対象者としては、対象者の実態純資産額その他の財務状況や、非事業性資産の売却、店舗閉鎖に伴う保証金の返還、一部事業の譲渡等により、今期中に総額5億円以上のキャッシュフローを見込んでいること及び今後の収益見込み等から、本放棄後貸付債権18億円全額の弁済は十分可能であると考えており、したがって、本放棄後貸付債権の譲渡価格18億円は妥当であると考えられ、公開買付価格の均一性及びその趣旨に反するものではないと判断したとのことです。以上より、平成28年8月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者株式について本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様の判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することを決議したとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

対象者は、昭和49年8月にユニー株式会社の呉服部門が分離し、高級きもの専門店「株式会社さが美」として営業を開始したとのことです。現在、対象者及びその子会社である株式会社東京ますいわ屋（以下「対象者子会社」といいます。）からなるさが美グループ（以下「対象者グループ」といいます。）は、呉服・和装品その他関連商品の小売、宝飾品等の小売、雑貨等の小売などからなる小売事業、及び自社不動産の賃貸事業としてのその他事業を営んでいるとのことです。対象者は設立の翌年の昭和50年10月より、独自の店舗展開を行い、中部地方を中心に店舗を構える親会社に依存した店舗展開とは一線を画し、全国展開を前提とした各種ショッピングセンターに出店を開始したとのことです。直近会計年度末である平成28年2月20日時点では、対象者グループ合計で231店舗（対象者が国内186店舗、対象者子会社が国内45店舗）を全国に展開しているとのことです。

なお、対象者は、昭和60年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、平成3年8月には東京証券取引所市場第一部に指定変更し、現在に至っております。

我が国の伝統衣装である呉服・着物の市場は、特に昭和の後半から、国民の生活様式の変化や伝統的行事の衰退等の影響により、市場規模は減少傾向となり、昭和50年代には約1.8兆円であった市場規模が平成に入り6,000億円台にまで減少し、近年では3,000億円規模にまで縮小しています（出典：矢野経済研究所『呉服市場に関する調査結果2016』）。

このような厳しい市場環境の中で、対象者の経営も厳しさを増したことから、不採算性事業からの撤退やM & Aによる事業構造の転換を進め、また平成20年3月には中期の再建計画を策定し、構造改革を進めるなど、経営努力を続けてきたと聞いております。しかしながら、事業構造の変革が十分な成果を上げるには至らず、また市場環境の変化への対応にも遅れが生じたことから、対象者グループの売上高は過去10年間で600億円台から200億円台にまで減少し、利益も経常損益ベースでは直近の5期（平成24年2月期～平成28年2月期）は連続して赤字を計上し、さらに過去10事業年度で最終黒字を計上できたのは平成21年2月期のみとなっております。

こうした厳しい経営環境と事業成果を踏まえ、対象者はかかる赤字経営状態を解消し、収益力の改善を図るため、平成28年3月10日に「事業構造改革の実施について」を策定し、適時開示を実施しました。この計画によれば、収益力が継続的に低く、営業損失の大部分の要因となっており、将来的にも改善が見込めないため、ホームファッション事業からの全面撤退、平成29年2月期中に、きもの事業の業績不振店の閉鎖（22店舗の閉鎖を予定）、現本社移転とその跡地利用による不動産収入の拡大、以上3つの重点施策を実行し、赤字要因を解消し、経営資源をきもの事業に集中することで営業利益の黒字化を図るとしています。

かかる状況下、平成27年9月に、対象者は、ユニーから、対象者の企業価値向上のためには、新たなパートナーとともに本格的な事業の立直しが必要であるとの判断に至ったこと、またそのためには、ユニーが所有する対象者株式の全部を譲渡する買付者候補を検討する意向であることを伝えられたとのことです。

これを受け、対象者は、対象者グループの置かれている事業環境、対象者グループの最近の業績等を勘案した上で、対象者グループの更なる業績改善、経営の安定化に資する、新たなパートナーを探すことにつき、ユニーと共同して着手したとのことです。

そのような中、アスパラントグループは、平成28年7月中旬に、ユニーが所有する対象者株式の取得への関心を示しました。そして、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行うアスパラントグループは、強固な顧客基盤や店舗ネットワークを有する対象者に投資を行い、対象者グループを主に経営管理面から支援することで業績改善に貢献することが可能との考えに至り、平成28年7月中旬に対象者の親会社であるユニーとの協議を開始しました。

その後、アスパラントグループは、平成28年8月中旬まで複数回にわたり、ユニーとの間で取引スキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件等について、協議を重ねてまいりました。

我が国の呉服業界の市場規模は昭和から平成にかけて大幅に縮小してきましたが、平成23年に約3,000億円まで低下した以降は、下げ止まり感がみられます。その背景としては、若者世代を中心とした浴衣ブームや、リサイクル着物店やレンタル着物チェーンの多店舗化、さらに訪日外国人を中心としたインバウンド効果などが挙げられます。とくにデザイン性の高いカジュアルな呉服への関心が高まっており、対象者としては、消費者の様々なニーズに対応した新たな市場を捉えることでまだまだ需要の回復を図れるのではと考えているとのことです。こうした中、経済産業省は、「若い世代のきものへの関心の高まり等を踏まえ、新たな需要の開拓に向けて新たなビジネスモデルを構築し、きもの産業の好循環を創造するため」平成27年1月30日に有識者、若手経営者及びユーザーから構成される「和装振興研究会（製造産業局長主催の研究会）」を設置し、同研究会によって平成27年6月16日に発表された「和装振興研究会報告書」では、和装振興に対する4つの提言として、「潜在市場開拓のための新たなビジネスモデル構築」「きものを着るシーンの促進」「きものを活用した地域振興」「国内外への『きもの』の発信」などが挙げられています。

このような「きもの」を扱う呉服事業は需要の後退期を経て、新たな市場構築へ向けたステージに入っているものと思われます。対象者グループは国内最大手の呉服小売チェーン店として、優良な顧客基盤と全国ネットワークの小売店を擁しており、業界における高い知名度、ブランド力を有しています。アスパラントグループとしては、対象者は、これまでは市場規模の縮小を背景に業容は低迷してきたものの、市場の縮小がほぼ収束する中で、既存の事業基盤を活かして顧客管理に基づく顧客クラス別満足度のアップにより、安定した売上と利益を確保しつつ、対象者の持つチャネルや経営資源を最大限に活用して新規の顧客層を獲得することで事業の成長を実現することも

十分可能と考えております。具体的には、アスパラントグループは、以下のような施策により対象者グループの業績改善と競争力の強化を図り、企業価値の向上に貢献していきたいと考えております。

経営と営業力の強化

(ア) 営業活動と顧客管理システムの連携による顧客満足度の向上と営業収益の拡大

顧客管理システムの導入により、店頭での顧客クラスごとの営業活動をより充実させていくことで顧客の求める商品やサービスを提供し、また展示販売会や店内企画などを顧客ランク別によりきめこまかく行うことで顧客満足度を高め購買額の増加を図りたいと考えております。また今後は、顧客管理システムをさらに高度化して、休眠客の掘り起こしや新規顧客のリピータ化及び新たな商品開発につなげていくことで購買顧客数の拡大を目指す方針です。

(イ) 店舗採算制度に基づく店長利益管理体制の強化

店長及び販売員と顧客との関係をより強固にし、店頭、展示販売会などの販売形態毎の利益管理に基づく体制を構築して、店舗毎の採算性を重視していく方針です。

(ウ) 人材教育・評価制度の充実

きものは日本の民族衣装であり、その商品を取り扱い、その魅力を顧客に伝えるには、販売員の商品知識や日本文化への造詣が必要不可欠であり、そのための人材教育に中長期的に取り組む必要があると考えております。

(エ) スtockオプション制度を含めたインセンティブプランの導入

人材育成と並んで、社員のモチベーションとロイヤリティの向上は重要であり、そのための報酬制度を導入する。すなわち、業績に対しての貢献意識を高めて、より会社が利益を出し、企業価値を向上させることにインセンティブを与える方針です。

保有不動産の活用を通じた収益の安定化

事業用の不動産の活用についても、これまでの使用頻度、使用目的、事業への貢献度などを検証し、それらの活用について見直しを図り、業績の向上、資産効率の改善に結びつく利用法などを再検討する方針です。

成長戦略としての同業及び関連業務との提携

例えば、シナジーのある同業者との提携等による競争力のアップ、また関連事業者との連携による顧客サービスの向上と顧客の囲い込みなど、グループの事業を成長させるための戦略を検討・推進する方針です。

アスパラントグループは、これらの施策の推進に当たり、取締役を含めた複数名の人材を対象者に派遣することを予定しております。また、上記の 経営と営業力の強化と 保有不動産の活用を通じた収益の安定化については、役職員に対するインタビューにより現状・課題を把握した上、外部コンサルタントの起用も検討しつつ、実行を推進していくことを考えております。また、 成長戦略としての同業及び関連業務との提携については、メンバーの培った、企業提携のネットワーク、ノウハウ等を提供し、サポートすることを予定しております。

国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーを擁するアスパラントグループが現経営陣と連携し、上記の施策を推進することにより、対象者の業績改善及び更なる成長に寄与し、さらに、和文化の象徴でもある「きもの」の魅力を日本の幅広い世代や外国人に伝え、既存市場の底上げと新規需要を開拓することで、呉服市場の拡大と呉服産業を支える各地方の経済の活性化に貢献していきたいと考えております。

上記のような施策を実現する上では、アスパラントグループが公開買付者を介して対象者に投資を行い、取締役を含めた複数名の人材を派遣することで迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築するとともに、対象者の負債のリストラクチャリングにより財務状況を改善することが必要だと判断し、アスパラントグループは平成28年8月15日開催の投資委員会において、公開買付者を介して、本公開買付けを実施することを決裁いたしました。

なお、アスパラントグループは、本公開買付け実施後も対象者の上場を維持し、引き続き現経営体制の自主性・独立性を重んじ、現経営陣の経営をサポートしていく予定です。本公開買付け後の対象者の経営体制の詳細につきましては、下記「(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「 本資本業務提携契約」をご参照ください。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項

本応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ユニーとの間で、平成28年8月17日付で、ユニー所有株式の全て(21,994,126株、所有割合:55.4%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。

本応募契約においては、ユニーの応募の前提条件として、以下の事項が定められています。なお、ユニーが、その任意の裁量により、適用ある法令等の下で許容される限度において、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で、本公開買付けに応募することは制限されていません。

- (ア) 本応募契約締結日及び公開買付期間の開始日において本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証がいずれも全ての重要な点において真実かつ正確であり、かつ、かかる状態が公開買付期間の末日まで継続していること(注1)
- (イ) 公開買付者について、公開買付期間の開始日までに又は公開買付期間の開始日までの期間につき遵守又は履行すべき本応募契約に定める義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること(注2)
- (ウ) 対象者の取締役会により、本公開買付けに対する賛同意見表明決議(本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。)がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと
- (エ) 本債権譲渡契約が締結され、有効に存続していること

(注1) 公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けの決済の開始日に、()公開買付者の設立及び存続、()公開買付者における本応募契約の締結及び履行に必要な権能力及び行為能力の保有、()本応募契約の有効性及び法的拘束力並びに本応募契約の強制執行可能性、()本応募契約の締結及び履行に必要なとされる許認可等の取得及び手続の履践、()本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、()反社会的勢力との関係の不存在、並びに()本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金の保有に関する事項を表明及び保証しています。

(注2) 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始までに履践又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務及び権利義務の譲渡禁止が存在します。

また、本応募契約においては、ユニーが履践又は遵守すべき義務として、本公開買付けの決済の開始日の5年後の応当日の当月20日までの間、ユニーの子会社であるユニー株式会社をして、ユニー株式会社と対象者との間の対象者の主要な店舗の使用に関する契約を遵守・継続させ、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、これらの契約を変更、修正、中途解約又は解除させてはならない(但し、対象者の責に帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。)旨が規定されています。

本債権譲渡契約

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ユニー及び対象者との間で、ユニーが本貸付債権について本債権放棄を行った上で、本債権譲渡を行う旨の本債権譲渡契約を平成28年8月17日付で締結しています。

本債権譲渡契約においては、本債権譲渡実行の前提条件として以下の事項が定められています。

- (ア) ユニーが自らの名義で所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立したこと
- (イ) 本債権譲渡契約に規定するユニーの表明及び保証(注1)が、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日において、全て真実かつ正確であること
- (ウ) ユニー及び対象者が本債権譲渡の実行までに履行すべき本債権譲渡契約上の義務(注2)を全て履行又は遵守していること

(注1) ユニーは、本債権譲渡契約において、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日に、()自己の設立及び存続、()自己における本債権譲渡契約の締結・履行に必要な権限及び権能の保有、()本債権譲渡契約の有効性及び法的拘束力並びに本債権譲渡契約の強制執行可能性、()本債権譲渡契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、()本債権譲渡契約の締結及び履行に関連して必要な許認可等の不存在、()倒産手続の申立の不存在、()反社会的勢力との関係の不存在、()本貸付債権の適法かつ有効な成立、()本貸付債権の内容、()ユニーが本貸付債権の唯一の債権者であり、当該債権を譲渡する完全な権利を有すること並びに()本貸付債権について、公開買付者の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある権利又は義務が付着していないことを表明保証しております。

(注2) 本債権譲渡契約において、ユニーが本債権譲渡の実行までに履行すべき義務としては、()ユニーが本貸付債権の全部又は一部を、公開買付者以外の第三者に対し将来にわたり譲渡せず、担保に供せず、また本貸付債権を侵害する行為を行わないこと及び()本債権放棄を実行することがあります。

(注3) 上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本債権放棄の額16億円については、アスパラントグループとユニーとの間で協議・交渉を重ねた上、最終的に、アスパラントグループにおいて、本公開買付けに先立ち対象者に対して平成28年7月下旬から同年8月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた対象者の資金繰り及び財務状況の検証結果に鑑み、本放棄後貸付債権の額面金額である18億円につき対象者から弁済を受けることは可能であると判断し、ユニーとの間で、平成28年8月中旬、本貸付債権のうち16億円を放棄した上で、本放棄後貸付債権を額面金額である18億円で公開買付者に譲渡する方針が確認されました。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の主要株主であるユニーが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、ユニーと少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、本公開買付けに対する意見表明及び本資本業務提携契約の締結を決議するに当たって、以下の措置を講じているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、対象者、ユニー並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する意見表明に関する平成28年8月17日開催の対象者の取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して法的助言を受けているとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者並びにアスパラントグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であるグラックスに対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。グラックスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者はグラックスから平成28年7月7日に対象者株式に関する本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、グラックスから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、グラックスは、対象者並びにアスパラントグループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによると、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	80円から93円
類似会社比較法	75円から133円
DCF法	68円から83円

市場株価平均法では、平成28年7月6日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値78.0円、直近1ヶ月間の終値出来高加重平均値80.4円、直近3ヶ月間の終値出来高加重平均値85.1円及び直近6ヶ月間の終値出来高加重平均値92.9円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、80円から93円までと算定したとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、75円から133円までと算定したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した対象者の平成29年2月期から平成31年2月期にかかる事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成29年2月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、68円から83円までと算定したとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、平成29年2月期において、ホームファッション事業からの撤退、きもの事業の業績不振店の閉鎖、及び現本社移転とその跡地利用による不動産収入の拡大の3つの重点施策からなる事業構造改革の実施等を見込んでいるため、対前年度比較において営業利益、経常利益、当期純利益のそれぞれについて大幅な増益となり黒字化を見込んでいるとのことです。

対象者における利害関係を有しない社外監査役からの意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けへの賛否に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成28年8月上旬以降に、対象者並びにアスパラントグループ及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、対象者の社外監査役田中達美氏及び社外監査役石原尚子（藤田尚子）氏（なお、両名ともに、対象者の独立役員として東京証券取引所に届け出ているとのことです。）に対して、本公開買付けが対象者の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をしたとのことです。

上記の社外監査役は、本公開買付けの意義に関する対象者の説明、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書のドラフトその他の資料を踏まえ、対象者における本公開買付けの意義、本公開買付けにより期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の対象者の株主にとっての妥当性、本公開買付けの意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのことです。その結果、上記の社外監査役は、平成28年8月17日、（ ）対象者がアスパラントグループと安定的な資本関係を構築することで対象者の企業価値及び株式価値の向上が実現できると考えることは不合理ではないこと、（ ）本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるグラックスによる対象者株式の株式価値の算定結果を下回る低廉なものであるものの、(a)アスパラントグループとしては、本公開買付けにユニー以外の株主の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また、対象者株式の上場廃止を企図するものではないとのことであり、(b)本公開買付価格は、アスパラントグループとユニーとの交渉の結果、上記(a)の点も踏まえて決定されたものであるところ、(c)対象者としても、上記()のとおり本公開買付けにより対象者の企業価値及び株式価値の向上が見込まれるため、ユニー以外の対象者株主にとって、本公開買付けに応募することなく引き続き対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められると考えられる一方、もし仮に対象者株主が対象者株式の売却を希望する場合には、東京証券取引所において対象者株式を売却することも可能であると考えられる以上、本公開買付価格が、対象者の立場として不合理とはいえないこと、（ ）また、公開買付期間等の本公開買付けに関する諸条件についても、上記()と同様の理由から、特段不合理な点はないと考えられること、（ ）下記「対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する対象者の取締役会において、本公開買付けへの賛否に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本公開買付けの手続は透明・公正なものであると言えること、並びに（ ）対象者の支配株主であるユニーから対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実も認められないことから、本公開買付けは対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められ、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては対象者株主の判断に委ねることは合理的である旨の意見を、対象者取締役会において述べているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、グラックスから取得した本株式価値算定書の内容、アスパラントグループとの間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、対象者は、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件及び本資本業務提携契約の内容について慎重に詮議・検討を行った結果、本債権放棄により対象者の財務体質が改善するとともに、アスパラントグループは、投資実績を有しており、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行う投資ファンドであって、対象者とアスパラントグループが安定的な資本関係を構築することで、対象者の企業価値のより一層の向上を図ることができ、対象者株主の皆様にとっての株式の価値向上につながるものと判断したとのことです。また、アスパラントグループの説明に基づけば、本公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、ユニーが所有する対象者株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、対象者としては、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様への判断に委ねることが合理的であると判断したとのことです。なお、法27条の2第3項に基づき、公開買付価格は実質的に均一の条件によらなければならないところ、上記「(1)本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者は、ユニー及び対象者との間で、本債権譲渡に際して、ユニーが有する本放棄後貸付債権を額面金額である18億円で公開買付者に譲渡する旨の本債権譲渡契約を締結しているとのことであり、本公開買付けの決済の開始日付で本債権譲渡を実施する場合には、本債権譲渡の対価いかんによっては、上記公開買付価格の均一性の趣旨に反すると判断される可能性があり得ますが、対象者としては、対象者の実態純資産額その他の財務状況や、非事業性資産の売却、店舗閉鎖に伴う保証金の返還、一部事業の譲渡等により、今期中に総額5億円以上のキャッ

シュフローを見込んでいること及び今後の収益見込み等から、本放棄後貸付債権18億円全額の弁済は十分可能であると考えており、したがって、本放棄後貸付債権の譲渡価格18億円は妥当であると考えられ、公開買付価格の均一性及びその趣旨に反するものではないと判断したとのことです。

以上より、平成28年8月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者株式について本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様の判断に委ねること並びに本資本業務提携契約を締結することを決議したとのことです。

上記の対象者取締役会決議は、対象者の取締役5名中、ユニーの取締役専務執行役員を兼務している越田次郎氏を除く全ての取締役（4名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されたとのことです。なお、対象者取締役のうち、越田次郎氏は親会社であるユニーの取締役専務執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記取締役会には出席していないとのことです。

また、社外監査役田中達美氏及び社外監査役石原尚子（藤田尚子）氏を含む対象者の監査役3名は上記の対象者取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本応募契約

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、ユニーとの間で、平成28年8月17日付で、ユニー所有株式（21,994,126株、所有割合：55.49%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。本応募契約の詳細については、上記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項」をご参照ください。

本債権譲渡契約

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ユニー及び対象者との間で、ユニーが本貸付債権について本債権放棄を行った上で、本債権譲渡を行う旨の本債権譲渡契約を平成28年8月17日付で締結しています。本債権譲渡契約の詳細については、上記「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項」をご参照ください。

本資本業務提携契約

本公開買付けの実施にあたり、アスパラントグループ及び対象者は、平成28年8月17日付で本資本業務提携契約を締結しております。

本資本業務提携契約の詳細は以下のとおりです。

(ア) 目的

アスパラントグループ及び対象者は、本公開買付けを通じて、対象者とアスパラントグループが、安定的な資本関係を構築すること、及び、かかる資本提携を基礎として、下記(ウ)に定める業務提携の実現に向けた、協議、検討を含む業務提携関係（以下「本業務提携」といいます。）を構築することを目的として、本資本業務提携契約を締結する。

(イ) 本公開買付けに関する事項

対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、本賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わないものとする。但し、対象者が本賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると対象者の取締役が客観的かつ合理的に判断するときは、この限りではない。

(ウ) 業務提携

アスパラントグループ及び対象者は、対象者の企業価値の向上を図るため、以下の内容の本業務提携について協議・検討を行う。

- () 経営と営業力の強化
 - 営業活動と顧客管理システムの連携による顧客満足度の向上と営業収益の拡大
 - 店舗採算制度に基づく店長利益管理体制の強化
 - 人材教育制度の充実
 - ストックオプション制度を含めたインセンティブプランの導入
- () 保有不動産の活用を通じた収益の安定化
- () 成長戦略としての同業及び関連業務との提携
- (エ) 対象者の誓約事項
 - () 対象者は、本資本業務提携契約に定められている事項及びアスパラントグループが事前に書面で同意した事項を除き、本公開買付けが完了するまでの間、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内において、その事業の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、又は、行わせるものとする。
 - () 対象者は、本公開買付けが完了するまでの間、対象者グループにおいて、通常の業務の範囲外の事項が発生した場合には、速やかに、当該事項を書面でアスパラントグループに対して通知し、合理的な範囲で当該事項の説明を行うものとする。
- (オ) 本公開買付け実行後の対象者の運営及び役員体制等
 - () アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、対象者グループの事業、取引関係、ブランド及び経営の自主性・独立性を維持・尊重する。
 - () アスパラントグループは、対象者グループの取引先との間の取引条件等の営業秘密について、不正な取得及び利用を一切行わない。
 - () アスパラントグループは、対象者が本公開買付けの完了後も上場を維持する方針であること、並びに取引所規則において要求される社外取締役選任及び独立性基準への対応を行うことについて了解し、これに協力する。
 - () 対象者は、本資本業務提携契約に定められている事項を除き、アスパラントグループに対して事前に書面による承諾を取得した場合に限り、自ら又は子会社をして、以下の事項を実施し、又は、実施させることができるものとする。
 - アスパラントグループによる対象者との資本提携・業務提携と矛盾若しくは相反する取引又は実質的に両立しない一切の行為
 - 対象者グループの財務状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす行為
 - その他当初の事業計画の実現に重大な変化を及ぼす事項の決定
 - () アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、2名の取締役候補者を指名することができるものとする。
 - () 対象者は、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、越田次郎氏をして取締役を辞任させるものとする。
 - () 対象者は、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、臨時株主総会を招集し、アスパラントグループが指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案をそれぞれ上程し、かかる議案がそれぞれ原案どおり承認可決されるよう協力するものとする。
 - () () の取締役候補者とは別に、アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、現経営陣の経営をサポートする常駐人員を派遣することができるものとする。
 - () アスパラントグループは、本公開買付け成立後、() に規定する臨時株主総会においてアスパラントグループが指名する取締役が選任されるまでの間、いつでも、自己が指名する者を、対象者の取締役会及び経営会議その他の会議にオブザーバーとして出席させることができるものとし、対象者は、これに異議を述べないものとする。
 - () アスパラントグループは、対象者が、対象者グループに在籍する従業員の雇用を継続するとともに現行の人事制度を維持し、労働条件の不利益変更を行わない方針であることを了解し、これに協力する。
 - () アスパラントグループは、対象者が、本公開買付けの成立時点の対象者グループの取締役及び監査役（但し、退任予定の越田次郎氏を除く。）につき、引き続き対象者グループの取締役及び監査役として留任させ、対象者グループの現在の経営体制の維持を基本とする方針であることを了解し、これに協力する。
 - () アスパラントグループは、対象者が、本公開買付けの成立後、早期黒字化を達成するための役員及び従業員に対するストックオプションの付与その他の手法を含むインセンティブプランを実施する方針であることを了解し、これに協力する。

(カ) 株式譲渡等

アスパラントグループは、本公開買付けにより取得した対象者の普通株式について、第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分を行う場合には、対象者の事前の書面による同意を得るものとする。但し、対象者は、当該処分が対象者にとって客観的に利益となる場合には、不合理に同意を拒否しないものとする。

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合にのみ終了するものとする。

- () アスパラントグループ及び対象者が、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- () 本資本業務提携契約がアスパラントグループ及び対象者により解除された場合
- () 本公開買付けが不成立となった場合
- () 公開買付者が本公開買付けを撤回した場合
- () アスパラントグループが本公開買付けによって対象者の株式を取得した後に、対象者の株式を一切保有しなくなった場合

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は21,994,126株（所有割合55.49%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。本公開買付けの結果次第では、ユニーが所有する対象者株式以外の対象者株式を取得する可能性はありますが、本公開買付け成立後に公開買付者が所有することとなる対象者株式の合計が最大でも所有割合55.49%を超えることはありません。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けが成立し、本債権放棄が対象者及びユニーとの間で決定された場合には、本債権放棄の額が対象者の最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となるため、東京証券取引所が定める上場廃止基準（有価証券上場規程第601条第1項第7号）に該当することとなりますが、対象者が同時に再建計画を公表し、その後1ヶ月間の対象者株式の平均及び最終日の時価総額が10億円以上となった場合には、対象者の上場が維持されるということです。

(7) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年8月18日（木曜日）から平成28年10月11日（火曜日）まで（36営業日）
公告日	平成28年8月18日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金56円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	アスパラントグループは、本公開買付けの主たる目的が、ユニー所有株式(21,994,126株、所有割合:55.49%)を取得することであることに鑑み、本公開買付価格の決定については、アスパラントグループとユニーが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。 アスパラントグループは、かかる方針のもと、過去1年間の対象者株式の市場株価を参照しつつ、ユニー及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)の内容も踏まえ、ユニーとの間で複数回にわたり協議を行った結果、買付価格を1株当たり56円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成28年8月15日付で、本公開買付価格を1株当たり56円とすることを決定いたしました。 なお、アスパラントグループは、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、応募予定株主たるユニーとの協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。 本公開買付価格56円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月16日の対象者株式の東京証券取引所における終値(81円)に対して30.86%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。)のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間(平成28年7月19日から平成28年8月16日まで)の終値単純平均(80円)(小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。)に対して30.00%のディスカウント、同過去3ヶ月間(平成28年5月17日から平成28年8月16日まで)の終値単純平均(82円)に対して31.71%のディスカウント、同過去6ヶ月間(平成28年2月17日から平成28年8月16日まで)の終値単純平均(87円)に対して35.63%のディスカウントを行った価格であります。 また、本公開買付価格56円は、本書提出日の前営業日である平成28年8月17日の対象者株式の東京証券取引所における終値(80円)に対して30.00%のディスカウントを行った価格であります。
算定の経緯	平成28年7月中旬に、アスパラントグループは、ユニー(所有割合:55.49%)が所有する対象者株式の取得に関心を示し、ユニー及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、ユニー所有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。 アスパラントグループは、ユニーに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成28年8月1日、対象者の新たなパートナー候補者としてユニーに選定されました。その後、アスパラントグループは、平成28年8月中旬まで複数回にわたり、本貸付債権の譲受価額及び株式の買付価格についてユニーと協議を重ねてまいりました。アスパラントグループは、本報告書に基づき、本貸付債権の譲受価額は18億円が妥当であることを前提に、デュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析したところの妥当な株価の水準について、ユニーとの間で協議を進めた結果、買付価格を1株当たり56円とすることを決定し、最終的に、アスパラントグループは、平成28年8月15日付で、本公開買付価格を1株当たり56円とすることを決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,994,126 (株)	21,994,126 (株)	21,994,126 (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (21,994,126株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (21,994,126株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第 5 項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取することがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	21,994
a のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	-
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (平成28年 8 月18日現在) (個) (d)	-
d のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成28年 8 月18日現在) (個) (g)	1,247
g のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	-
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	-
対象者の総株主等の議決権の数 (平成28年 2 月20日現在) (個) (j)	39,191
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a / j) (%)	55.49
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	58.63

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数 (a)」は、本公開買付けにおける買付予定数 (21,994,126株) に係る議決権の数です。

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (21,994,126株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (21,994,126株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第 5 項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成28年 8 月18日現在) (個) (g)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 4) 「対象者の総株主等の議決権の数 (平成28年 2 月20日現在) (個) (j)」は、対象者が平成28年 7 月 1 日に提出した第43期第 1 四半期報告書記載の平成28年 2 月20日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年 7 月 1 日に公表した第43期第 1 四半期報告書に記載された平成28年 5 月20日現在の発行済株式総数 (40,834,607株) から、同四半期報告書に記載された平成28年 5 月20日現在の対象者の所有する自己株式数 (1,196,468株) を控除した株式数 (39,638,139株) に係る議決権の数 (39,638個) を分母として計算しております。

(注 5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者の無限責任組合員であるアスパラントグループは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項及び第5項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出の受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは、公開買付者は、本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

アスパラントグループは、平成28年8月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されています。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成28年9月16日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に関し、()アスパラントグループが、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が満了しない場合、又は、()アスパラントグループが独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注１）（注２）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注４）

（注１） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表）
B	通知カード	aのいずれか１種類、又はbのうち２種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の１種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・ 発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記 A ～ C の確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード (表) 又は ・上記個人の場合の本人確認書類 (a 又は b) の中から 1 種類

・外国人 (居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等 (自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りま
す。)

(注 2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったこととお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注 3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について (個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注 4) 特別口座からの振替手続

上記 に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面 (公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面) を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 :

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
(その他の大和証券株式会社国内各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,231,671,056
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,284,671,056

(注 1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(21,994,126株)に、本公開買付価格(56円)を乗じた金額です。

(注 2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注 3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注 4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注 5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,521,532
計(a)	1,521,532

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,521,532千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年10月18日（火曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,994,126株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（21,994,126株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事由のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項及び第5項の定めによる公正取引委員会に対するアスパラントグループの事前届出に関し、()アスパラントグループが、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が満了しない場合、又は、()アスパラントグループが独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

(1) 【団体の沿革】

年月	概要
平成28年 6 月29日	アスパラントグループを無限責任組員、主に国内金融機関を有限責任組員として、A G 2 号投資事業有限責任組合契約（以下、その後の変更を含めて「本組合契約」といいます。）を締結。出資コミットメント金額を10,000,000,000円、所在地を東京都港区赤坂 2 丁目と定め、A G 2 号投資事業有限責任組合を設立。

(2) 【団体の目的及び事業の内容】

団体の目的

公開買付者は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づいて設立された投資事業有限責任組合であり、投資先企業（対象者を含みます。）の企業価値向上等を通して、組員の財産を最大化することを目的とします。

事業の内容

公開買付者は、株式会社（対象者を含みます。）の株式等の取得及び保有、本組合契約に従った組合財産の運用、その他投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に掲げる一定の事業を行います。

(3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

公開買付者の設立当初の出資金額は121,533,616円であり、その後、平成28年 8 月に、追加の出資の受入れにより増額され、現在の出資金額は1,521,533,616円となっております。

(4) 【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

公開買付者の無限責任組員であるアスパラントグループの役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴は以下のとおりです。

平成28年 8 月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 （千株）
代表取締役	—	中村 彰利	昭和33年 7 月 4 日	昭和59年 4 月 西村真田法律事務所入所 弁護士登録 平成19年 4 月 日興プリンシパル・インベストメンツ(株) 取締役副会長 平成21年 5 月 (株)ベルシステム24 代表執行役会長兼 C E O 平成21年12月 (株)企業再生支援機構 代表取締役専務 平成24年10月 アスパラントグループ(株)設立 代表取締役社長（現職） 平成26年 6 月 三浦印刷(株) 取締役（現職） 平成27年 1 月 (株)テラケン 社外取締役（現職） 平成27年 3 月 りんかい日産建設(株) 取締役（現職） 平成27年 7 月 (株)ヒューマニック 社外取締役（現職）	—
計					—

(注) 公開買付者は、役員を有しませんが、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 2 項に掲げる組合契約に基づき組成されており、無限責任組員であるアスパラントグループがその管理・運営を行っております。上記のアスパラントグループの役員は、公開買付者の組合持分を有していません。また、対象者の株券等を所有していません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】
(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年 8 月18日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	1,247 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合 計	1,247	-	-
所有株券等の合計数	1,247	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】
該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計) 】

(平成28年 8 月18日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	1,247 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合 計	1,247	-	-
所有株券等の合計数	1,247	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳) 】
【特別関係者】

(平成28年 8 月18日現在)

氏名又は名称	株式会社三菱東京UFJ銀行
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
職業又は事業の内容	銀行業
連絡先	連絡者 株式会社三菱東京UFJ銀行 フィナンシャルソリューション部 M＆Aファイナンス室 投資開発Gr. 眞壁 英己 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 電話番号 03-6259-2229
公開買付者との関係	公開買付者に特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

株式会社三菱東京UFJ銀行

(平成28年8月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,247 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1,247	-	-
所有株券等の合計数	1,247	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者とユニーは、平成28年8月17日付で、本応募契約を締結いたしました。本応募契約の詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年8月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。なお、対象者による賛同意見の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本資本業務提携契約

アスパラントグループと対象者は、平成28年8月17日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第一部						
月別	平成28年 2 月	平成28年 3 月	平成28年 4 月	平成28年 5 月	平成28年 6 月	平成28年 7 月	平成28年 8 月
最高株価（円）	113	100	95	91	90	85	91
最低株価（円）	78	92	85	86	73	74	77

（注）平成28年 8 月については、平成28年 8 月17日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株式の状況 （ 株 ）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 平成26年2月21日 至 平成27年2月20日) 平成27年5月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 平成27年2月21日 至 平成28年2月20日) 平成28年5月17日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第43期第1四半期(自 平成28年2月21日 至 平成28年5月20日) 平成28年7月1日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第42期有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社さが美

(神奈川県平塚市田村八丁目21番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成28年5月26日に「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の内容によれば、対象者の親会社であるユニーの平成28年5月26日開催の第45回定時株主総会において、ユニーと株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）との吸収合併契約が原案どおり承認可決されたことに伴い、本吸収合併の効力発生日である平成28年9月1日付で、対象者の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれ、ファミリーマートが新たに親会社及び主要株主である筆頭株主となり、ユニーが親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しなくなる予定とのことです。当該異動の前後における当該親会社及び主要株主である筆頭株主の議決権の数及びその総株主の議決権の数に対する割合は以下のとおりとのことです。

なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

株式会社ファミリーマート

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社	21,994個 (56.12%)	—	21,994個 (56.12%)	第1位

ユニーグループ・ホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	親会社	21,994個 (56.12%)	—	21,994個 (56.12%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

「議決権所有割合」は、平成28年2月20日現在の総株主の議決権の数を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(2) 債務免除及び特別利益の計上

平成28年8月17日に公開買付者とユニー及び対象者は、ユニーが本貸付債権について本債権放棄を行った上で、本債権譲渡を行う旨の本債権譲渡契約を、平成28年8月17日付で締結しております。また、対象者は、本債権放棄による債務免除益16億円を特別利益として計上する予定であるとのことです。